

伊都消防組合告示第 8 号

伊都消防組合職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月6日

伊都消防組合管理者

平木 哲朗

令和8年伊都消防組合規則第 / 号

伊都消防組合職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 伊都消防組合職員の給与等に関する規則（昭和55年伊都消防組合規則第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「100分の124以上100分の315以下」を「6月に支給する場合には100分の124以上100分の315以下、12月に支給する場合には100分の126.5以上100分の322.5以下」に改め、同項第2号中「100分の112.5以上100分の124未満」を「6月に支給する場合には100分の112.5以上100分の124未満、12月に支給する場合には100分の115以上100分の126.5未満」に改め、同項第3号中「100分の101」を「6月に支給する場合には100分の101、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第4号中「100分の92.5以下」を「6月に支給する場合には100分の92.5以下、12月に支給する場合には100分の95以下」に改める。

第13条第1項第1号中「100分の51.5以上」を「6月に支給する場合には100分の51.5以上、12月に支給する場合には100分の54以上」に改め、同項第2号中「100分の48」を「6月に支給する場合には100分の48、12月に支給する場合には100分の50.5」に改め、同項第3号中「100分の46以下」を「6月に支給する場合には100分の46以下、12月に支給する場合には100分の48.5以下」に改める。

第2条 伊都消防組合職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の124以上100分の315以下、12月に支給する場合には100分の126.5以上100分の322.5以下」を「100分の125.25以上100分の318.75以下」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の112.5以上100分の124未満、12月に支給する場合には100分の115以上100分の126.5未満」を「100分の113.75以上100分の125.5未満」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の101、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の102.25」に改め、同項第4号中「6月に支給する場合には100分の92.5以下、12月に支給する場合には100分の95以下」を「100分の93.75以下」に改める。

第13条第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の51.5以上、12月に支給する場合には100分の54以上」を「100分の52.75以上」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の48、12月に支給する場合には100分の50.5」を「100分の49.25」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の46以下、12月に支給する場合には100分の48.5以下」を「100分の47.25以下」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊都消防組合職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。